

福祉用具購入費の支給について

介護保険制度では、

- ①要支援1、2又は要介護1～5の認定を受けた方が、
- ②その日常生活の自立を助けるためや、介護者の負担を軽くするために必要な福祉用具で、かつ
- ③福祉用具購入費の支給対象となる種類の福祉用具（特定福祉用具）を、
- ④特定福祉用具販売事業者として都道府県や政令指定都市等による指定を受けた介護保険サービス事業者から購入した場合

申請により、その費用の一部が介護保険から福祉用具購入費として支給されます。

購入の前には必ずご相談ください。

購入した福祉用具が、身体状況になじまないことなどから、せっかく購入したにもかかわらず、本来の目的を十分に果たすことができなかったり、当該用具が福祉用具購入費の支給対象外であることが購入後にわかって、トラブルとなるケースが発生しています。

購入する前には、担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の高齢サポート（地域包括支援センター））に必ず相談するとともに、分からぬことがある場合は、お住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当へご相談ください。

京 都 市

利用できる方

介護保険の要介護（支援）認定で、要支援1、2又は要介護1～5の認定を受け、**在宅で生活されている方**

支給要件

- 要介護（支援）者本人の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であること
 - 原則、担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の高齢サポート（地域包括支援センター））が必要性を居宅サービス計画（要支援の方は介護予防サービス計画）に位置づけていること
 - 購入する福祉用具が下記の支給対象となる種類（特定福祉用具）であること
 - 特定福祉用具販売事業者として都道府県や政令指定都市等による指定を受けた介護保険サービス事業者から購入していること
- なお、受領委任払い制度を御利用になる場合は、次の要件も満たしている必要があります。
- 利用者が介護保険料滞納に係る給付制限の措置を受けていないこと
 - 利用者が福祉用具購入費を京都市から受領する権限を福祉用具販売事業者に委任していること

支給限度基準額

福祉用具購入費の支給の対象となる金額は、要支援・要介護度にかかわらず、**同一年度内（4月1日～翌年3月31日）で10万円までです。**ただし、1割又は2割は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は8万円又は9万円が上限となります。

※支給限度基準額（10万円）を超えた場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

支給方法

福祉用具購入費支給申請では、①償還払い制度、②受領委任払い制度のいずれかを選択して利用できます。

- ①償還払い制度…福祉用具の購入時にいったん費用の全額を支払っていただいた後、自己負担分（1割又は2割分）を除く8割又は9割分を支給します。
- ②受領委任払い制度…福祉用具の購入時に自己負担分（1割又は2割分）のみをお支払いいただき、保険給付分（8割又は9割分）は、利用者から受領の委任を受けた事業者に、市から直接支払います。※購入費用が支給限度基準額を超える場合は、超えた部分の全額についても、購入時にお支払いいただく必要があります。

福祉用具を購入するときは、次の点にご注意ください。

- 原則として、同一年度（4月1日～翌3月31日）の間に、用途が同じものや機能が同一の福祉用具を購入しても、福祉用具購入費の支給はできません。ただし、次の場合など特別な事情がある場合は、再度支給されることがあります。
 - 福祉用具が破損した場合
 - 購入された方の介護の必要な状態が著しく悪化したことにより、その用具では用をなさなくなった場合
- 病院に入院中又は施設に入所中の方は、原則として福祉用具購入費の支給は受けられませんが、退院や退所が決まっていて、在宅に戻ってから福祉用具がただちに必

要となる場合は、購入前に担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の高齢サポート（地域包括支援センター））又はお住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当へご相談ください。

- 特定福祉用具販売の指定を受けた介護保険サービス事業者から福祉用具を購入していない場合には、支給対象とはなりません。
- 年度内に、既に福祉用具購入費の支給を受けられている方で、受領委任払い制度を利用し、別の福祉用具を購入される場合は、支給限度基準額の残りを確認し、購入時にお支払いいただく自己負担分に誤りがないようご注意ください。

福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具（特定福祉用具）の種類は次のとおりです。

以下のとおり、介護保険制度では福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具の種類は特定されています。購入する福祉用具が支給対象とならないこともありますので、詳しくは担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の高齢サポート（地域包括支援センター））又はお住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当へお問い合わせください。

腰掛便座 次のいずれかに該当するもの

- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）
- ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ・便座、バケツなどからなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）

自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、要介護者やその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除く）

入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入りなどの入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの

- ・入浴用いす（座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの）
- ・浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの）
- ・浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるもの）
- ・入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができます）
- ・浴室すのこ（浴室に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの）
- ・浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの）
- ・入浴用介助ベルト（身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの）

簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式などで容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

次の福祉用具については、介護保険の「福祉用具貸与」の対象となります。

- | | | |
|-----------|------------------|---------------------|
| ●車いす※ | ●体位変換器※ | ●認知症老人徘徊感知機器※ |
| ●車いす付属品※ | ●手すり（工事を伴わないもの） | ●移動用リフト（つり具の部分を除く）※ |
| ●特殊寝台※ | ●スロープ（工事を伴わないもの） | ●自動排泄処理装置※ |
| ●特殊寝台付属品※ | ●歩行器 | |
| ●床ずれ防止用具※ | ●歩行補助つえ | |

※要支援1、2及び要介護1の方（便吸引機能を有する自動排泄処理装置においては、要支援1、2及び要介護1～3の方）は、一定の場合を除き、原則として保険給付の対象外となっています。

福祉用具購入費の支給申請手続は次のとおりです。

1 事前相談

購入する福祉用具が介護保険の給付対象とならないときがありますので、福祉用具を購入する場合には、**事前に担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の高齢サポート（地域包括支援センター）又はお住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当にご相談ください。**その際には、購入を希望される福祉用具のパンフレットなど、概要のわかるものをご持参ください。

2 事業者に見積りを依頼

福祉用具購入事業者を決める際には、**複数の福祉用具販売事業者から見積書を取り、比較してみましょう。**

受領委任払い制度を利用する場合には、福祉用具販売事業者と受領委任払い制度を利用することを合意しておいてください。

3 福祉用具の購入

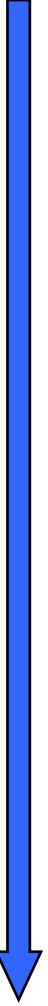
償還払い制度を利用する場合は、購入費用の全額を購入先の事業者に支払います。

受領委任払い制度を利用する場合は、自己負担分（1割又は2割分）を購入先の事業者に支払います。購入費用が支給限度基準額を超える場合は、支給限度基準額を超えた部分の全額についても併せて支払います。支払後、領収証と購入した福祉用具のパンフレット等を受け取ってください。

なお、福祉用具販売事業者では、福祉用具専門相談員が福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行います。

4 支給申請

福祉用具購入費の支給申請に当たっては、次の書類をお住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当に提出します。

- 
- 申請書（区役所・支所の介護保険担当、右京区役所京北出張所の介護保険担当にあります）
(償還払い制度と受領委任払い制度では、申請書の様式が異なります。)
 - 被保険者証
 - 以下のいずれかの書類
 - ・居宅サービス計画（第2表及び第3表）の写し → 要介護1～5の方のみ
 - ・介護予防サービス計画（介護予防サービス支援計画表）の写し → 要支援1、2の方のみ
 - ・福祉用具購入が必要な理由書 → ケアマネジャー又は高齢サポート（地域包括支援センター）職員が作成します。（居宅サービス計画又は介護予防サービスがない場合のみ、購入先の特定福祉用具販売事業所に勤務する福祉用具専門相談員が作成することができます）
 - ・特定（介護予防）福祉用具販売計画の写し → 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画がある場合は、余白等に担当のケアマネジャー又は高齢サポート（地域包括支援センター）職員の署名（事業所名及び氏名）が必要です。
 - 購入した福祉用具が確認できるパンフレット類（写し可）
 - 領収証（原本）（領収日及び事業者への支払金額が記載された利用者本人あてのもの）
 - 福祉用具購入費の受領に関する委任状（受領委任払い制度を利用する場合のみ）
 - 提出依頼状（担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の高齢サポート（地域包括支援センター））又は購入先の特定福祉用具販売事業所職員が申請書を提出する場合に必要）

5

支給決定

審査の上、支給が決定されれば、区役所・支所の介護保険担当又は京北出張所の介護保険担当から「支給決定通知書」が被保険者あてに送付されます。

償還払い制度を利用する場合は、支給決定がされた月の翌月末に、指定された口座（原則ご本人の口座）に福祉用具購入費が振り込まれます。

受領委任払い制度を利用する場合は、支給決定された月の翌月末に、購入先の事業者が指定した口座に福祉用具購入費が振り込まれます。また、事業者に支払う金額及び内訳を記載した「支払連絡書」が、事業者に送付されます。